

みんなを守る みんなで育てる

香川県青少年保護育成条例について



◎ 香川県青少年保護育成条例の目的（第1条）

この条例は、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、その健全な保護育成を図ることを目的とします。

◎ 青少年とは（第2条第1号）

18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く）をいいます。

◎ 保護者とは（第2条第2号）

親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人とする）、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監又は雇用主その他の者で、青少年を現に監護するものをいいます。

携帯電話フィルタリング等の義務

(第17条の4・第17条の5)

ネット上には**危険**がいっぱい

携帯電話インターネットの不適切な利用により、青少年が犯罪等の被害に遭う事件が多く発生しています。ケータイ(スマートフォン等)は、インターネットへの入口です。使い方を間違えたり、気付かないうちに色々なキケンに巻き込まれることがあります。



⚠️ スマートフォンアプリの悪用

無料通信アプリのGPS機能を利用して自分の近くにいる人と交流し、児童買春などの犯罪被害に遭う人が全国で相次いでいます。香川県でも被害が確認されています。

⚠️ 個人情報の流出

インターネット上に流出した写真や個人情報は取戻すことは不可能です。

⚠️ 出会い系サイト・アダルトサイト

出会い系サイト・コミュニティサイトが出会いや犯罪目的で利用されることがあります。

⚠️ ケイタイ依存症

夜遅くまでメールやインターネットに夢中になったり、勉強中や食事中にも手放せなくなったりすることがあります。

⚠️ ネットいじめ

ブログ・プロフや学校裏サイトへの誹謗中傷などの書き込みによるいじめがあります。それがトラブルや事件に発展することがあります。

【保護者の義務】

- 青少年が使用する携帯電話端末等(タブレット等を含む。)について、インターネット契約をする場合は、**フィルタリングサービス**を利用してください。
- スマートフォンやタブレットを契約する際は、**青少年有害情報フィルタリング有効化措置(以下「有効化措置」という。)**を講じてください。
- やむを得ずフィルタリングサービスを利用しない場合や、やむを得ず店頭で有効化措置を講じない場合は、携帯電話インターネット事業者等に「やむを得ないと認められる理由」等を記載した**書面(電磁的記録を含む。)**を提出しなければなりません。
- 「やむを得ないと認められる理由」は次の場合になります。
 - フィルタリングサービスを利用しない場合
 - ・青少年が仕事をしており、業務に著しい支障を生じる場合
 - ・青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、日常生活に著しい支障を生じる場合
 - ・保護者が青少年の携帯電話インターネット利用状況を適切に把握し、有害情報を防止する場合
 - 有効化措置を講じない場合
 - ・これらの場合のほか、保護者が自己の責任において適切に有効化措置を行う場合

有効化措置とは

フィルタリングサービスを利用していても公衆無線LANやアプリを使用した場合、有害情報を制限できない場合があります。フィルタリングを有効にするため、購入時、端末本体に青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをインストールして、設定することを言います。

【携帯電話インターネット事業者等の義務】

- 青少年が使用する携帯電話端末等(タブレット等を含む。)について、インターネット契約をする際は、契約者等の年齢確認を行った上で、青少年又は保護者に次のことを**説明**し、説明書を交付しなければなりません。
 - ・携帯電話端末等からのインターネットの利用により有害情報の閲覧をする可能性があること
 - ・フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに有効化措置の必要性及び内容
 - ・携帯電話端末等からインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること
 - ・フィルタリングサービスを利用しない場合や有効化措置を希望しない場合には、「やむを得ないと認められる理由」が必要であること及び書面の提出が必要であること
- 保護者から提出を受けたフィルタリングサービスを利用しない理由や有効化措置を講じない理由が記載された**書面を一定期間保存**しなければなりません。

※携帯電話インターネット事業者等が、法に定める年齢確認義務や説明義務を履行しないとき、又は条例に違反したときは、勧告・公表を行う場合があります。

青少年の深夜外出の制限

(第15条)

深夜とは、午後11時から翌日午前4時までの間をいいます。

【保護者等の義務】

青少年のみの外出制限

- 保護者は、深夜に、青少年が外出する場合、**保護者が同行**するか、又は**成年者に囑託して同行**させるようにしなければいけません。青少年だけの屋外での通行、はいかいのもとより、キャンプ活動等はできません。

連れ出しの禁止(違反すると10万円以下の罰金)

- 正当な理由がないのに、深夜、保護者の囑託や承諾を得ずに青少年を**連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。**

【興行を主催する者等の義務】

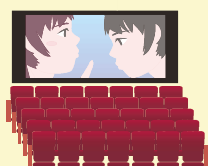
興行所等への入場制限(違反すると30万円以下の罰金)

- 映画館、マンガ喫茶、インターネットカフェ、ビリヤード場、ボーリング場、カラオケボックスなどの営業者は、**深夜、青少年を入場させてはいけません。**

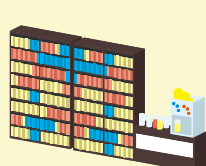
劇場等で開演時間がずれ込んだ等の理由で、午後11時以降に新たに青少年を入場させることや、すでに入場している青少年を午後11時以降も引き続き入場させたままにしておくことはできません。

※ 保護者同伴の場合であっても入場させることはできません。

入場制限のある興行所等 (例)



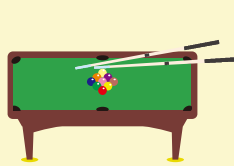
映画館



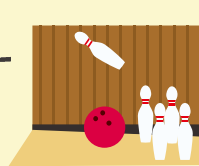
マンガ喫茶



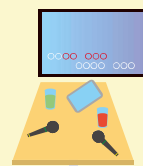
インターネットカフェ



ビリヤード場



ボーリング場



カラオケボックス

- ゲームセンターへの立入り制限
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等)
16歳未満 18時から翌日の日の出まで立入禁止
18歳未満 22時から翌日の日の出まで立入禁止

- 興行所等には入場制限表示をしなければいけません
(違反すると10万円以下の罰金)



営業者氏名

香川県青少年保護育成条例により
午後十一時から翌日午前四時までの間は、
十八歳未満の方の入場をお断りします。

大きさ 縦70cm 横40cm

有害図書等の販売等の禁止

(第8条)

有害図書等とは、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると指定された図書等(書籍、雑誌、文書、図画、写真、DVDなど)をいいます。

○有害図書等について、香川県は個別指定、包括指定をしています。

《個別指定》

包括指定以外に、内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認める図書等を知事は有害図書等として指定し、個別の書名、発行所などを香川県報で告示しています。

《包括指定》

次の基準に該当するものは、個々に指定することなく自動的に有害図書になります。

- ① 卑わいな姿態等の写真又は絵を掲載したページが20 ページ以上、ページ総数の5分の1以上の書籍又は雑誌
- ② 卑わいな姿態等の映像が記録された時間が3分を超えるDVDなど
- ③ 表紙又はパッケージ等に卑わいな姿態等が掲載されている図書等
- ④ 知事が指定する一般の審査団体が、青少年に販売したり、貸したりすることが不適当とした図書等

【保護者の義務】

保護者は、その監護に係る青少年に有害図書等を

見せない、読ませない、又は聴かせないように気を付けなければなりません。

【図書等取扱業者の義務】

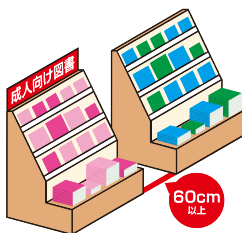
図書等取扱業者は、有害図書等を、青少年に**販売等をしてはいけません**。(違反すると30万円以下の罰金)

図書等取扱業者が、有害図書等を販売等をするときの方法

- 1 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置がとられた場所に有害図書等を陳列すること。



- 2 有害図書等以外の図書等を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に有害図書等を陳列すること。



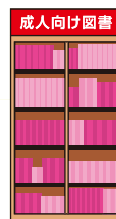
- 3 棚板の前面から10センチメートル以上張り出す仕切り板(透視できない材質のものとする)を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に有害図書等を陳列すること。



- 4 床面から150センチメートル以上の高さの位置に有害図書等を陳列すること。



- 5 背表紙のみが見えるようにして有害図書等を陳列すること。



- 6 前各号に掲げる陳列方法をとることが困難な場合は、ビニール包装、紐掛けその他の方法により有害図書等を容易に閲覧できない状態にして陳列すること。



また、有害図書等はまとめて陳列し、かつ、『青少年には販売等をすることができない旨』を陳列場所の見やすいところに掲示しなければなりません。(違反し、改善命令に従わない場合は、30万円以下の罰金)

例

香川県青少年保護育成条例により
18歳未満への販売(またはレンタルなど)はできません。

【お問い合わせ先】

香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

TEL/087(832)3196 FAX/087(806)0207

E-mail kosodate@pref.kagawa.lg.jp